

「沖縄県資源管理方針（案）」の改正概要について

1 沖縄県資源管理方針について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条において、都道府県知事は、特定水産資源の知事管理区分、漁獲可能量、管理の手法などを定めるものとされており、沖縄県資源管理方針（以下「方針」という。）では、くろまぐろに関する事項が定められています。

現在の方針においてくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分は、沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業前期及び後期となっており、操業水域や漁業については一元的に管理するものとなっています。

しかしながら、近年におけるくろまぐろ資源の急速な回復に伴い、太平洋広域漁業調整委員会が管理する海域における漁獲量が急増しており、本県近海で操業する漁業者の漁獲機会が著しく減少する恐れがあることから、新たな知事管理区分を設定する必要があります。

2 方針の主な改正内容

今回の改正は、太平洋広域漁業調整委員会承認漁業に対する管理区分を新たに定め、操業水域や漁獲可能量などを沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業と区別しています。

また、一部の記載を漁獲管理の実態に合わせて修正しています。

3 今後のスケジュール

- 令和 7 年 2 月 沖縄県資源管理方針（案）の意見集約・反映
沖縄海区漁業調整委員会へ諮問
- 令和 7 年 3 月 農林水産大臣の承認
沖縄県資源管理方針の公表
- 令和 7 年 4 月 1 日 令和 7 管理年度都道府県くろまぐろ漁業開始